

記載要領

離職証明書⑦欄の記載にあたっての留意事項

①欄 被保険者番号・②欄 事業所番号

- 資格取得確認通知書から正確に転記して下さい。

⑦欄 離職理由

- 前ページ記載例を参照して下さい。なお、次ページ留意事項に注意願います。

⑧欄 「被保険者期間算定対象期間」

(A) 一般被保険者等

- 「離職日の翌日」欄には④欄の翌日を記載します。
- 下の各欄には離職日より1ヵ月ずつさかのぼり順次記載します。記載例は、10月31日に離職したので、1ヵ月さかのぼると、10月1日になります。
したがって、以下1日～末日と順次記入して、離職前2年間についてのうち、被保険者期間が通算して12ヵ月になるまで記載します。
- ※ 被保険者期間についてはP85を参照して下さい。

(B) 短期雇用特例被保険者

- 離職日の属する月及び取得月までの歴月を記載します。(記入例は一般被保険者のため空欄となっています。)

⑨欄 ⑧の期間における賃金支払基礎日数

- ⑧の期間に賃金支払いの基礎となった日数を記載します。

⑩欄 賃金支払対象期間

- 賃金締切日の翌日から賃金締切日までを記載します。(記載例は毎月末日が賃金締切日です。)

⑪欄 ⑩欄の基礎日数

- ⑩の賃金支払いの基礎となった日数を記載します。

⑫欄 賃金額

- 賃金が月又は週等により定められている場合は⑪欄に、賃金が日、時間、出来高により定められている場合は⑫にそれぞれ記載します。

なお、月決め手当と日給と両方ある場合は、⑪⑫欄に区分して記載して下さい。

⑬欄 備考

- 参考事項を記載して下さい。(賃金未払い、休業、賃金締切日変更等)

⑭欄 賃金に関する特記事項

- 算定事由が3箇月以内の期間ごとに支払われたものがある場合は、⑧欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称及び支給額を記載して下さい。ない場合は斜線を引いて下さい。

⑮欄 記名押印又は署名

- 記載内容を確認させたうえ記名押印又は署名させて下さい。

なお、本人の押印等がとれないときは、その理由を記載し事業主印を押印して下さい。
(離職証明書の2枚目に押印)

* 「1. 事業所の倒産等によるもの」には、事業所が(1)、(2)にあるような状態となったことにより労働者が離職の申し出をした場合が該当します。なお、事業主が、この理由により解雇した場合は「3. 事業主からの働きかけによるもの」の(1)に該当します。

* 「2. 定年、労働契約期間満了等によるもの」の(3)は、有期雇用契約の期間が終了したことによる離職が該当します。一方、2の(2)には、定年と同様に有期契約の更新回数や雇い止め時期が予め定められていることによる離職が該当します。なお、契約期間の途中で離職した場合には、事業主の都合によるものは、「3. 事業主からの働きかけによるもの」の(1)に該当し、離職者の都合によるものは「4. 労働者の判断によるもの」に該当します。

* 「一身上の都合」、「転職希望」等労働者の個人的な理由による離職の場合は「4. 労働者の判断によるもの」の(2)に該当します。

* ⑦欄下部の「具体的な事情記載欄(事業主用)」は、事業主記入欄に○印を付けた離職理由について具体的に記入していただく欄ですので、必ず、記入してください。

離職証明書⑦「離職理由」欄の確認資料一覧

⑦欄の項目		持参して頂く資料
1. 事業所の倒産等によるもの	(1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業の再開の見込みがないため離職	雇用保険適用事業所廃止届 解散の議決が行われた議事録(写)等 裁判所が発行する倒産手続きの申立てを受理した受理票等、債権者への案内等
2. 定年、労働契約期間満了等によるもの	(1) 定年による離職 (2) 採用又は定年後の再雇用時等あらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (3) 労働契約期間満了によるもの (4) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 (5) 移籍出向	労働契約書、労働協約、就業規則 労働契約書、雇入通知書、就業規則 労働契約書、雇入通知書、就業規則 就業規則、労働協約等 制度の内容が分かる資料 辞令等移籍出向の事実が分かる資料
3. 事業主からの働きかけによるもの	(1) 解雇(重責解雇を除く) (2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨	就業規則、解雇予告通知書、退職証明書 解雇予告除外認定申請(写) 希望退職の募集要項及びその措置の導入時期、本人の応募の事実が分かる資料
4. 労働者の判断によるもの	(1) 職場における事情による離職 (2) ①労働条件に係る重大な問題(賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため (3) 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため (4) 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 (5) 職種転換等に適応することが困難であったため (2) 労働者の個人的な事情による離職	労働契約書、就業規則、タイムカード 賃金低下に関する通知書等、給与規定、給与明細、賃金台帳、口座振込日が記載の通帳 特定個人を対象とする配置転換、給与体系等の変更があった場合にはその辞令(写)、就業規則、労働契約書等 大量離職届の写し等 採用時の労働契約書、社内経歴書(労働者名簿)、職種転換・配置転換・転勤等の辞令(写) 離職者の通勤経路に係る時刻表等 事業所の移転通知等 退職願(写)等